

お客様本位の業務運営に関する方針 取組状況（2026年7月）

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」または「当社」といいます）は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます）、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」（以下「補充原則」といいます）およびそれらの注記を踏まえて、お客様本位の業務運営に関する方針を定めています。本方針に関連する当社の取組状況は、以下のとおりです。今後も本取組状況について定期的に公表すると共に、本方針について定期的に見直しを行い、お客様本位のサービス提供のために不断の努力を行ってまいります（原則1に対応）。

1. 「顧客を第一に」の取組み（原則2・補充原則1に対応）

モルガン・スタンレーでは5つの企業指針 — 「正しいことをする」「顧客を第一に」「卓越したアイデアで主導」「ダイバーシティ&インクルージョンへのコミットメント」「還元する」 — に則した企業文化を育み維持することに取り組んでおります。このうち、「顧客を第一に」の企業指針は、「顧客の利益を最優先に」、「全社一丸となって全てのお客様に最良のサービスを提供する」および「顧客の声とニーズに耳を傾ける」を内容としております。当社は、これらの内容をモルガン・スタンレーの「行為規範」その他のグローバル・ポリシーにおいて、お客様との取引においてとるべき行動として具体化した上で、「顧客を第一に」の企業指針に則した厳格な職業倫理と誠実な職務遂行が企業文化として全従業員に浸透するよう努めています。

上記の一環として、モルガン・スタンレーの「行為規範」の内容を含めて、お客様本位の業務運営に関連する社内研修を定期的実施しています。

当社では「仕組み債等の債券や投資信託を組成し他の証券会社を通じて個人投資家に販売するビジネスに関して、強固なガバナンス体制を維持し、当該商品が個人投資家により適合し、その最善の利益に資するものにするための努力を継続する」とのアクション・プランを定めており、これに関するガバナンス委員会を設置しています。同委員会では、国内・海外の規制当局の方針や販売会社の状況を共有するとともに、当社が組成した商品に関する商品性の検討、これを取り扱う販売会社の取組みが当社の「お客様本位の業務運営に関する方針」に沿うか否かの確認、関連する社内研修の見直しと継続的な実施を主導しています。

詳細はモルガン・スタンレーの「[行為規範](#)」および「[利益相反管理に係る方針の概要](#)」をご覧ください。

2. 利益相反の適切な管理（原則3に対応）

当社は、「顧客を第一に」の企業指針に基づき、お客様の利益を最優先し、お客様と当社との間に生じう

る利益相反の適切な管理に努めています。モルガン・スタンレーの「行為規範」および関連するグローバル・ポリシーは、利益相反が生じる状況について具体例を挙げて説明した上で、それらの状況において役職員がとるべき行動を定めています。当社は、これらの定めおよび手続に従い、当社、当社のお客さままたは当社の役職員の間における利益相反（潜在的なものを含みます）をもたらすおそれのあるビジネス行動やプラクティスを特定することに努め、グローバル・ポリシーに基づく対処、開示および制約を行っています。また、利益相反に関する定期的な社員研修を実施しています。

詳細はモルガン・スタンレーの「[行為規範](#)」および「[利益相反管理に係る方針の概要](#)」をご覧ください。

3. 金融商品・サービスの価格および適用される手数料の明確化（原則4に対応）

当社は、当社に適用される法令および金融商品・サービスの価格に関する社内規則を遵守した上で、公正な方法により、お客様に提供する金融商品・サービスの条件を決定するよう努めております。当社のグローバル・ポリシーにおいては、金融商品・サービスの価格および手数料は、対象となる金融商品・サービスの性質、数量および期間、取引執行方法、市場実勢（市場におけるイベントおよび流動性を含みます）、資本コストならびにお客様の特性といった様々な要素を含む諸般の事情を考慮したうえで、合理的かつ公正なものでなければならないと定められています。

当社は、お客様に金融商品・サービスに関する情報をご提供する際には、当該商品・サービスに関する手数料について、上記社内規則および手続に従った適切なお説明を行うように研修などを通じて社内周知徹底しています。また当社は、お客様が十分な情報に基づき適切な投資判断を行うことができるよう取引価格の透明性の確保に努めています。

4. 重要な情報の分かりやすい提供（原則5・補充原則5に対応）

当社は、お客様に金融商品・サービスに関する重要な情報を提供する際の社内規則を含む社内態勢の整備を行っており、これに基づきお客様の資産状況、投資経験、投資目的、リスク許容度等を踏まえて、金融商品・サービスの取引条件、内包されるリスクおよび関連する市場動向等について明確かつ平易な情報提供に努めています。当社が販売・推奨する商品には、複数の金融商品をパッケージとして組成される商品（仕組債等）が含まれる場合があります、その場合もお客様に応じた適切な説明を行います。

また、お客様との間で取引が行われた後に、当該取引に影響をもたらす可能性のある大きな市場情勢の変更等が発生した場合には、必要に応じてお客様と連絡をとり今後の対応を確認するなど、お客様の最善の利益のためのサービス提供に努めています。

当社が組成した金融商品を他の金融商品取引業者が販売している場合には、上記と同様の情報を当該金融商品取引業者を通じて最終投資家に提供するよう依頼しております。

5. お客様にふさわしい金融商品・サービスの提供（原則6・補充原則2・補充原則3・補充原則4に対応）

当社は、「金融商品の販売等に係る勧誘方針」を定め、同方針と関連する社内規則に基づきお客様にふさわしい金融商品・サービスを適切な形で提供するよう努めています。

お客様とのお取引開始に際しては、必要事項（資産状況、投資経験、投資目的等を含みますが、これに限られません）について十分に確認させていただきます。その上で当社は、お客様が行おうとしている取引が、当該状況下においてそのお客様に適合するかについて精査し、問題点または懸念点がある場合には、お客様との対話を通じて適切に対処するよう努めています。

当社は新しい商品や複雑な商品を導入するにあたっては、社内規則に従い、お客様が負担する可能性のある潜在的なリスクなどについて詳細な分析と厳正な審査を行ったうえで導入を決定し、また、そのような商品がふさわしいと認められるお客様に対してのみ当該商品をご提案しています。

当社は他の金融商品取引業者の依頼等に基づき、個人のお客様向けの仕組み商品を組成し、当該金融商品取引業者に販売する場合においては、個人向け仕組み商品ビジネスに関する社内規則に従い、当該業者により適正な勧誘・販売がなされるか確認するために当該業者に関する適合性の検証を行っています。また、個人向け仕組み商品ビジネスに関する会議体が社内規則に基づき設置されており、当該会議体において業者および仕組み商品に関する検証結果の確認および必要な対応の検討を行っています。

当社は他の金融商品取引業者が組成した金融商品を販売会社として販売するケースにおいては、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図り、顧客にふさわしいサービスの提供に努めております。

モルガン・スタンレーの「[金融商品の販売等に係る勧誘方針](#)」については、こちらをご覧ください。

6. 従業員に対する適切な研修および動機づけ（原則7に対応）

当社は、「顧客を第一に」を含むモルガン・スタンレーの5つの企業指針とそれに則した企業文化を社内に浸透させるため、当社役員および従業員を対象とした必須の研修を定期的実施し、社内規則および手続の遵守の徹底に努めています。

また、これらの企業指針および社内規則への違反に対しては厳正に対処しています。当社役員および従業員に対する動機付けに関しては、当社では、定期的にインセンティブ報酬プログラムの見直しを行っております。当社の従業員に対する業績評価および報酬決定の手続きは、各従業員による5つの企業指針および社内規則への遵守状況が評価され考慮されるよう設計されています。